

セルフメディケーション(自主服薬)推進のための スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合には、その購入費用(年間10万円を限度)のうち1.2万円を超える額を所得控除する。

1. 本特例の適用要件とされる健康の維持増進及び疾病の予防への取組

○ 次の検診等又は予防接種(医師の関与があるものに限る。)を受けていることを要件とする。

- (1) 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)
- (2) 予防接種
- (3) 定期健康診断(事業主健診)
- (4) 健康診査
(いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの)
- (5) がん検診

2. 控除対象医薬品

- スイッチOTC薬
⇒ 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)

医薬品の分類と販売制度

事項	分類	医療用医薬品	要指導医薬品	一般用医薬品		
				第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
内容		人体に対する作用が著しく、重篤な副作用が生じるおそれがある医薬品	ダイレクトOTC、スイッチ直後品目※1、毒薬、劇薬	特にリスクが高い医薬品	リスクが比較的高い医薬品	リスクが比較的低い医薬品
販売できる業種		薬局のみ	薬局、店舗販売業	薬局、店舗販売業、配置販売業※2		
販売者		薬剤師のみ		薬剤師・登録販売者※3		
販売方法		対面販売のみ	対面販売のみ	インターネット販売可		
スイッチOTCの品例※4	—		<ul style="list-style-type: none"> ・コンタック鼻炎Z (鼻炎薬) ・エパデールT (中性脂肪異常改善薬) ・ルミフェン (解熱鎮痛剤) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスター10 (胃腸薬) ・アレグラFX (鼻炎薬) ・ロキソニンS (解熱鎮痛剤) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダマリンL (水虫薬) ・ストナ去たんカプセル (鎮咳去たん薬) ・アレジオン10 (鼻炎薬) ・フェイタスZ (外用鎮痛・消炎薬) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ローカスタEX (血清高コレステロール改善薬) ・DHCフクイゲン (血清高コレステロール改善薬)

※1「ダイレクトOTC」とは、国内で医療用医薬品としての使用実績がない成分を含む医薬品のことをいう。「スイッチ直後品目」とは、医療用から移行(スイッチ)して開がなくリスクが確定していない薬で、要指導医薬品としての指定から原則3年後に第1類医薬品となるものをいう。なお、第1類となってから1年経過後に、第1類から第3類までのいずれに分類するかが検討・決定される。

※2「配置販売業」とは、家庭等を訪問し配置の方法により販売等する医薬品の販売業をいう

※3「登録販売者」とは、都道府県で開催される試験に合格して都道府県知事の登録を受けた者という。

※4「スイッチOTC」とは、医療用から移行(スイッチ)した成分が用いられる要指導医薬品及び一般用医薬品をいう。

3. 医療費控除との関係

- 本特例の適用を受ける場合には医療費控除の適用を受けることができず、医療費控除の適用を受ける場合には本特例の適用を受けることができない。